

## 富士川町公告第2号

### 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり富士川町青柳宿追分館管理運営事業者の公募をします。

平成31年1月25日

富士川町長 志村 学



#### 1 公募の対象施設

##### (1) 対象施設の概要

###### ① 対象施設の所在地

山梨県南巨摩郡富士川町青柳町222番地1

###### ② 対象施設の面積等

庭園を含めた敷地面積：1,207.56㎡

建築面積：195.51㎡

施設の構造：木造瓦葺平屋建

インフラ：上下水道、電気、プロパンガス

###### ③ 新耐震基準への適合 不可

###### ④ 付属施設

追分館に付属している物置の管理及び公園内の公衆トイレの清掃も対象とします。

##### (2) 施設の用途

青柳宿追分館の用途は、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設のうち賑わいのまちづくりに必要な施設とします。

#### 2 事業者の資格要件

事業者は、以下の要件を満たすものとします。

(1) 青柳宿追分館を維持管理・運営できる企画力、技術力及び経営能力等を有する事業者(個人を除く。)若しくはその事業者を構成員に含むグループ又は任意団体であること。

(2) 複数の事業者により構成されるグループ又は任意団体が応募する場合は、代表者を定めること。

##### (3) その他の資格要件

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)に該当しないこと。

- ② 富士川町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成22年3月8日施行）及び富士川町物品購入等に係る指名停止等措置要領（平成22年3月8日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ③ 経営不振の状態（会社の整理を開始したとき、会社の特別清算を開始したとき、破産の申立がされたとき、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立がなされたとき、民事再生法（平成11年法律225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立がなされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったとき）でないこと。
- ④ 税金の滞納がないこと。
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその構成員ではないこと。
- ⑥ 富士川町暴力団員排除条例（平成24年富士川町条例第15号）第2条第1号又は第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑦ 上記⑤及び⑥に掲げる者から委託を受けた者並びに上記⑤及び⑥に掲げる者の関係団体及びその構成員ではないこと。
- ⑧ その他富士川町が不適格と判断する者でないこと。

### 3 管理条件

#### (1) 管理許可

町は、事業者が都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の管理許可を行います。

#### (2) 許可期間

管理許可期間は、10年間とします。

許可期間終了後、事業者が更新を望む場合は、町との協議により10年間を限度として更新することができます。

#### (3) 追分館管理許可使用料

追分館の管理許可使用料は、富士川町都市公園条例第14条第1項第1号に定める使用料とします。

#### (4) 光熱水費

追分館の光熱水費については、事業者が負担するものとします。

公園内の公衆トイレの光熱水費は、町が負担するものとします。

#### (5) 保証金

事業者が管理許可条件を履行しないために本町に損害を与えた場合を考慮し、管理許可時に追分館管理許可使用料の12カ月分を町に保証金として預託していただきます。

町への損害等が無い場合、保証金は管理許可が終了した際に利息無で返還し

ます。

(6) 維持管理の負担

- ① 必要となる改修工事等は、町の承認を得て事業者の負担により行なっています。また、将来にわたり改修が必要となった場合(老朽化による損傷等)においても同様とします。
- ② 施設の維持管理に係る費用(警備保障、消防設備、排水処理施設、電気保安管理、清掃業務、除草、庭木剪定及び簡易な修繕、建物災害保険等)は、各種法令順守のうえ事業者の負担により行なっています。

(7) 原状回復

事業者は、管理許可期間が満了したとき、許可が解除されたとき又は6カ月前までに管理の辞退を申し出た場合は、町が特に必要としないと認めた場合を除き、管理物件を回復して返還していただきます。

この場合において、事業者は町に一切の補償を請求することはできないものとします。

(8) その他

- ① 管理許可に係る権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることはできないものとします。ただし、町との協議により業務の一部を委託することは可能です。
- ② 原則として、管理許可期間中は、当初に提案した事業やサービスを廃止し、又は縮小できないものとします。ただし、やむを得ない理由により提案内容を変更する場合は、町との協議により対応するものとします。
- ③ 許可の取消し  
事業者の管理内容や水準が、管理許可条件に違反し、又は水準を満たしていないと町が判断した場合は、町は事業者には是正の勧告を行い、その勧告後に管理内容や水準等の改善が見られない場合は、管理許可を取り消すとともに、町に損害を与えた場合は、その金額を賠償するものとします。
- ④ 管理辞退の申し出  
事業者は、許可期間中にやむを得ない理由により管理を辞退する場合は、管理を終了しようとする日の6カ月前までに申し出るものとします。
- ⑤ 管理協定の締結  
管理許可を行うにあたり、町と事業者の間で上記の管理条件及び負担等を定めた管理協定を締結するものとします。
- ⑥ 事業報告及び実態調査  
事業者は、企画提案に基づく利用状況等を年1回、町に報告するものとします。

また、貸付期間中、町は、必要に応じて随時、対象施設の立ち入り調査をす

ることができるものとします。

#### 4 手続き等

##### (1) 事務局

富士川町役場産業振興課 商工振興担当

##### (2) 募集要項等の配布期間及び場所

###### ①配布期間

平成31年1月25日(金)～平成31年2月22日(金)

###### ②配布場所

事務局及び富士川町ホームページから入手

##### (3) 応募受付

###### ①受付期間

平成31年2月25日(月)～平成31年3月8日(金)

###### ②受付場所

事務局へ持参

#### 5 審査方法

選定委員会による候補者の選定

富士川町青柳宿追分館管理運営候補者選定委員会において、提出された企画提案書の計画内容及びヒアリング内容に基づき、適した管理運営候補者を選定します。

また、応募資料については、本募集に係る選定以外の目的では使用しません。

審査は非公開とします。